

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ  
氏名又は名称

住所

奈良市法蓮町344-5

代表者氏名

株式会社石橋設備

電話番号

代表取締役 石橋和絵

FAX番号

TEL(0742)26-5331

FAX(0742)27-3896

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

奈良市法蓮町344-5  
株式会社石橋設備  
届出者 代表取締役 石橋和絵  
TEL(0742)26-5331  
FAX(0742)27-3896



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ イシハシセツビ 株式会社 石橋設備		
住 所	〒630-8113 奈良市法蓮町344-5		
フリガナ 代表者の氏名	イシハシカズヒロ 石橋和絵		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 石橋和男	代表取締役 石橋和絵	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 奈良市法蓮町344-5  
住 所 株式会社石橋設備  
代表者 氏名 代表取締役 石橋和鉄  
TEL(0742)26-5331  
FAX(0742)27-3896



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良市法蓮町344番地の5  
株式会社石橋設備

会社法人等番号	1500-01-002826
商 号	株式会社石橋設備
本 店	奈良市法蓮町344番地の5
公告をする方法	官報に掲載してます。
会社成立の年月日	平成12年5月1日
目的	1. 衛生設備工事・冷暖房設備工事の設計、施工、監理及び請負 2. 水道施設工事の設計、施工、監理及び請負 3. 土木工事・建築工事の設計、施工、監理及び請負 4. とび、土木工事業 5. コンクリート工事業 6. 石工事業 7. 電気工事業 8. 管工事業 9. 舗装工事業 10. 塗装工事業 11. 防水工事業 12. 造園工事業 13. 産業廃棄物の収集、運搬業 14. 上記各号に附帯関連する一切の業務 平成19年 5月15日変更 平成19年 5月17日登記
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら ない。 平成19年 6月27日変更 平成19年 7月 4日登記

奈良市法蓮町344番地の5  
株式会社石橋設備

役員に関する事項	取締役 石橋和紘	平成19年 6月27日重任
		平成19年 7月 4日登記
	奈良市法蓮町344番地の5 代表取締役 石橋和紘	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月 4日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(奈良地方法務局管轄)

平成31年 2月 4日  
奈良地方法務局  
登記官

菊 池 寛 之



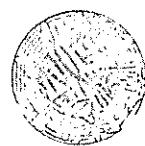
定 款

株式会社石橋設備

この定款の写しは、原本に相違ありません。

平成31年2月4日

奈良市法蓮町344-5  
株式会社石橋設備  
代表取締役 石橋和紘  
TEL(0742)26-5331  
FAX(0742)27-3896



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社石橋設備と称する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 衛生設備工事・冷暖房設備工事の設計、施工、監理及び請負
2. 水道施設工事の設計、施工、監理及び請負
3. 土木工事・建築工事の設計、施工、監理及び請負
4. とび、土木工事業
5. コンクリート工事業
6. 石工事業
7. 電気工事業
8. 管工事業
9. 舗装工事業
10. 塗装工事業
11. 防水工事業
12. 造園工事業
13. 産業廃棄物の収集、運搬業
14. 上記各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県奈良市に置く。

### (公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第7条 株券の所持を希望しない株主は、当会社所定の書式による申出書に株券を添えて、当会社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他的一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株式の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わ

なければならない。

(基 準 日)

- 第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

- 第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第16条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は5名以内とする。

#### (取締役の選任)

- 第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

- 第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第25条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。
- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

#### (取締役の報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 計 算

#### (事業年度)

- 第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

#### (剩余金の配当)

- 第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剩余金の配当を行う。

#### (剩余金の配当の除斥期間)

- 第29条 剩余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

上記は当会社の定款に相違ありません。

平成 19 年 6 月 27 日

株式会社石橋設備

代表取締役 石橋 和絃